

(1) 岁入歳出決算の概況

区分		3年度(百万円)	2年度(百万円)
歳入	合計	624, 957, 569	602, 140, 024
	一般会計	169, 403, 101	184, 578, 838
	特別会計	455, 554, 467	417, 561, 186

区分		3年度(百万円)	2年度(百万円)
歳出	合計	585, 730, 941	552, 116, 242
	一般会計	144, 649, 514	147, 597, 358
	特別会計	441, 081, 427	404, 518, 883

(注) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

(2) 国の財政の状況

1 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和3年度末において、建設国債、特例国債、復興債、借換債等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」)の残高は991.4兆円に達している。そして、同年度においては、2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、歳入補填のための国債の発行が例年に比べて増加したことなどで、一般会計歳出決算総額における公債依存度は39.8%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は16.9%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(以下「国・地方PB」)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比(名目GDPを「GDP」)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、2018年度(平成30年度)の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じ

たマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、「状況に応じ必要な検証を行っていく」とこととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」において実績値等を公表している。

2 国の財政の状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、19年度から令和3年度まで国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計PB」)及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、3年度の一般会計PBは、前年度から改善してマイナス31.1兆円となっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前(以下「コロナ禍前」)の元年度の水準には戻っていない。一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、3年度の一般会計PBは、政策的経費が前年度から減少し、税収等が前年度から増加していて、一般会計PBの赤字は大幅に改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。3年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、3年度の税収等のうち、租税及印紙収入が6.2兆円、前年度剩余金受入が29.1兆円及び「その他」が8.6兆円それぞれ増加している。このうち、3年度の租税及印紙収入についてみると、所得税、法人税及び消費税が増加したことにより、前年度と比較して大幅な増加となっている。支出面では、3年度の政策的経費のうち、社会保障関係費が7.1兆円増加しているものの、その他の事項経費が9.2兆円、中小企業対策費が6.3兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の約8割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、中小企業対策費及び公共事業関係費について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、社会保障関係費が一貫して増加するなどしている。3年度においては、社会保障関係費については、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等により前年度から大幅に増加し、地方交付税交付金等については、国の税収の増加等を反映して増加している。その他の事項経費については、特別定額給付金給付事業費補助金がなかったことなどにより前年度から減少したもの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等によりコロナ禍前の元年度を上回っており、中小企業対策費についても、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、株式会社日本政策金融公庫出資金等により元年度を上回っている。そして、公共事業関係費については、自然災害の発生等によって補正予算が編成されたことなどにより増加している。3年度の政策的経費の約4割を占める社会保障関係費について、平成19年度から令和3年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度並びに新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度及び3年度についてそれぞれ急増しており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成19年度から令和3年度まで国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」)対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、3年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から改善してマイナス7.0%となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラス

のときに増加する傾向が見受けられる。3年度においては、GDP成長率はプラスであり、税収等は、前年度剩余金受入が前年度から大幅に増加したことなどにより大幅に増加していた。財政経費については、3年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、政策的経費が5.2兆円、利払費が0.1兆円それぞれ減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。

(3) 債務残高対GDP比

普通国債のうち復興債(その借換債を含む。)を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」)の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、令和3年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から46.1兆円増加(対前年度比4.9%増)して、985.9兆円となっている。3年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、2年度に次ぐ新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、建設国債(その借換債を含む。)は4.0兆円、特例国債(その借換債を含む。)は42.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高については、平成19年度末から令和3年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までの増加幅は、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回り、3年度も前年度に引き続き平成25年度から令和元年度までの各年度の増加幅を上回る増加となっている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」)及びGDP成長率について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、債務残高増加率は元年度まで減少傾向となっていたものの、2年度に大幅に増加し、3年度においては前年度から減少したものの、コロナ禍前の元年度と比較して依然として高い水準となっている。また、債務残高増加率は平成29年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っており、令和2、3両年度はその差がコロナ禍前の元年度より大きくなっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

(3) 日本銀行の財務の状況

1 量的・質的金融緩和等

日本銀行は、日本銀行法に基づき、我が国の中銀として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」)の残高を増減させることにより、金融市场における資金過不足の調整(以下「金融調節」)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市场の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(これらを「日銀当座預金等」)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等に係る日銀当座預金(これらを「超過準備額等」)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入し、同年4月に、当該物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和2年3月に「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年4月に「金融緩和の強化」を、3年3月に「より効果的で持続的な金融緩和」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針、資産の買入れ方針等、金利操作方針等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託(以下「ETF」)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」)の買入れなどを行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用したりなどしてきている。

2 日本銀行の財務の状況

(1) 資産、負債等

3年度末における総資産残高は、前年度末から21兆6969億円増加して736兆2535億円となっている。これは、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用が増加し、その貸付残高が前年度末から22兆0108億円増加して86兆8372億円となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から25兆6926億円増加して151兆5328億円となったり、日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」)が前年度末から15兆4541億円増加して511兆2312億円となったりした一方、日本銀行が保有する短期国債が前年度末から21兆4457億円減少して14兆9424億円となったことなどによる。

また、3年度末における総負債残高は、前年度末から21兆5304億円増加して731兆5511億円となっている。これは、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給により日銀当座預金が前年度末から40兆6081億円増加して563兆1784億円となった一方、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が23兆8853億円減少して13兆0325億円となったことなどによる。

そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金(各年度における剰余金をいう。)で構成される純資産は、当期剰余金が前年度末から1054億円増加して1兆3246億円となったことなどから、前年度末から1664億円増加して4兆7024億円となっている。

また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金662億円、債券取引損失引当金4029億円及び外国為替等取引損失引当金3610億円を積み立てたことから、前年度末から8302億円増加して10兆9375億円となっ

ている。

3年度末における保有長期国債の残高は、前年度末から15兆4541億円増加して511兆2312億円となっている。そして、3年度における長期国債の買入額は、前年度から12兆0908億円減少して72兆8669億円(買入代金ベース)となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分は前年度から5兆3094億円減少して57兆4127億円、保有残高の増加分は前年度から6兆7814億円減少して15兆4542億円となっている。

また、保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、3年度末の平均残存期間は、前年度末から0.3年短縮して6.6年となっている。

日本銀行は、会計規程に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。3年度末における保有長期国債の含み損益の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、含み益が前年度末から5兆0594億円減少して4兆3730億円生じている。

3年度末におけるETF及びJ-REITの保有残高(貸借対照表価額)をみると、ETFは前年度末から6861億円増加して36兆5657億円、J-REITは前年度末から7億円減少して6661億円となっている。

日本銀行は、上記のETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末に計上することなどとしているが、3年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。

また、ETF及びJ-REITの年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うことなどとしているが、3年度末においてはいずれも時価が著しく下落した保有銘柄がなかったため、減損処理は行っていない。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)について、3年度末における含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から7590億円減少して14兆6854億円の含み益が、J-REITは前年度末から120億円減少して1809億円の含み益がそれぞれ生じている。

(2) 損益等

3年度における経常損益の状況をみると、収益面では、外貨建資産から生ずる為替差益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度から4742億円増加して7220億円となったり、長期国債利息が前年度から119億円増加して1兆1515億円となったりしたことなどから、経常収益は前年度から6316億円増加して3兆0507億円となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券損益について、期末にかけての米国金利等の上昇を受けて日本銀行が保有する外貨債券の評価損が拡大したことなどから、前年度の29億円の外貨債券収益が1037億円の外貨債券費用に転じている。また、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が、前年度から376億円減少して1802億円となった一方、貸出促進付利制度に係る支払利息が806億円生じたことなどから、経常費用は前年度から1894億円増加して6322億円となっている。以上のことから、経常利益は、前年度から4421億円増加して2兆4185億円となっている。

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。3年度における長期国債利息の状況をみると、保有長期国債の平均利率の低下等により受取利息が前年度から461億円減少して2兆8887億円となった一方、額面金額を上回る価額で買い入れてきた保有長期国債の一部が償還されたことに係る利息調整損の減少額が、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損の増加額を上回ったため利息調整損が減少したことなどにより、利息調整損益のマイナス幅が前年度から581億円縮小して1兆7371億円となったことから、長期国債利息は前年度から

119億円増加して1兆1515億円となっている。

また、3年度における保有長期国債の利回りなどの状況をみると、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から20.6ポイント増加して507.0%となり、また、長期国債利息の同増加率が前年度から2.0ポイント増加して91.8%となったことから、利回りは前年度の0.232%から0.005ポイント減少して0.227%となっている。

日本銀行は、民間金融機関の貸出しなどの取組を支援するための各種の資金供給の利用残高に相当する日銀当座預金に一定の利息(令和3年度中の適用利率は年0.2%、0.1%又は0%)を付す貸出促進付利制度を3年3月に新設した。そして、2年度は補完当座預金制度に係る支払利息の一部として計上されていた新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に係る支払利息は、3年4月16日以降、貸出促進付利制度に基づいて付されている。

このため、3年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、年0.1%の利率に係る支払額は前年度から389億円減少して2075億円となっている。一方で、年マイナス0.1%の利率が適用される日銀当座預金等の残高が減少したことから、年マイナス0.1%の利率に係る受取利息は前年度から13億円減少して272億円となったため、上記の支払利息は前年度から376億円減少して1802億円となっている。また、3年度における貸出促進付利制度に係る支払利息の状況をみると、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に年0.2%又は0.1%の利率が適用されたことから、上記の支払利息は806億円となっている。

日本銀行は、長期国債、ETF、J-REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てができることとなっている。一方、ETF及びJ-REITについては、上記のように収益の額が損失の額を超えるときに引当金を積み立てるのではなく、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとしている。

そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しなどに係る額を特別損益として加減したものから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」)を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てできることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

3年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から1054億円増加して1兆3246億円となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が4421億円増加した一方、債券取引損失引当金積立額が、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果42億円増加したり、外国為替等取引損失引当金積立額が、為替差益の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果2371億円増加したり、法人税等が、外国為替等取引損失引当金の当該積立てなどにより1058億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が増加したことなどから、前年度から1002億円増加して1兆2583億円となっている。

本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。